

第1章

韓国憲法裁判所の組織と権限

國分典子†

要約

第六共和国憲法により設置された憲法裁判所は、ドイツ的なモデルを採りつつも、抽象的規範統制を行わない、命令・規則・処分についての憲法判断を法院に委ねる等、アメリカ的な要素を加味した独自のシステムを有している。本稿では、憲法裁判所の組織機構の概略と裁判官の任命方法を紹介する。

9名の裁判官は法曹資格を有する者でなければならないとされているが、憲法研究官、憲法研究委員、憲法研究員といった制度により、憲法の専門的視点の補強が図られている。また近年では憲法裁判研究院が設けられ、より広範な視点での憲法研究・教育の充実も目指されることとなった。

一方、裁判官の指名・任命にあたっては民主的正当性の確保が図られる反面、それが与野党の政争の様相を呈するという問題も起こっており、裁判官の構成に政治的バランスをどう反映させるか、民主的正当性の確保をどのように考えてゆくべきかが課題となっている。

キーワード

韓国、憲法、憲法裁判所、裁判官の任命

第1節 沿革

韓国では、1948年の建国以降、違憲審査制度が導入されている。すでに制憲時において、どのような違憲審査システムを導入するかについては議論があった。通常裁判所である法院による違憲審査制を採用するか、法院とは別個の憲法委員会に権限を与えるかという二つの考え方があり、最終的には副統領を委員長とし、大法官5名と国会議員5名からなる憲法委員会に法律の違憲審査権を与えるという制度となった。その後、李承晩政権を倒

† 筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授

した4・19民主革命により成立した第二共和国憲法で現在の制度とほぼ同様な憲法裁判所制度が導入されたが、これは実現しないままに第二共和国は崩壊し、朴正熙が政権を握った第三共和国でアメリカ式違憲審査制、第四共和国、第五共和国では憲法委員会制度が採られた。1987年の第六共和国憲法（第9次憲法改正）によってはじめて憲法裁判所による違憲審査制度が実現したのであった。現在の憲法は第6章で「憲法裁判所」という独立の章をおいており、この憲法に基づいて、1988年8月5日に憲法裁判所法が公布されている。

このように述べると、韓国の違憲審査制はかなり大きな変遷を遂げてきているようであるが、制憲憲法成立過程での憲法委員会についての草案の中には、委員の構成について現在の憲法裁判所の裁判官構成と類似した考え方を示すものがみられるほか¹、制憲憲法のとった法律の違憲審査は憲法委員会で行い、命令・規則・処分の違憲審査は法院で行うという考え方は一貫して今日まで踏襲されてきている²。

制憲国会における最終案の説明では、こうした違憲審査制度について規定した80条について、以下のように説明されている。

「第八十条で注目する点は、八十条一項は行政訴訟について、大陸式特別裁判所制をとらず、『英米式制度』をとったことです。従来のフランスなどのようなヨーロッパ大陸では、行政権の処分に関してその不法を主張する者があっても、普通裁判所に訴訟を提起できず、行政裁判所という特別な制度を通じてのみ行うことができるようになっていたのです。しかし、このような行政権の処分に関する訴訟を行政権自身に任せることは、国民の自由と権利を保障するという意味においては、適当ではないと考え、法律の定めるところによって、命令・規則・処分などが憲法と法律に違反する場合には、普通裁判所に訴訟を提起することができる—このようにしたものであります。もうひとつ進んで、国会で制定された法律が憲法に違反する場合にはどうするかという問題に関しては、われわれは、第八十条第二項で憲法委員会というひとつの新しい制度を考え出しました。従来の各国制度をみると、米国では法律が憲法に違反するかしらないかということを判断する権利は、裁判所が—ただ大法院だけではなくすべての裁判所が—これをもっています。その反対に大陸系統および日本のようなところでは、法律が憲法に違反するか否かは、専ら国会が自ら判断する、このようになっているのです。国会で憲法に違反しないという認定を受け、制定された法律は、(例えば)憲法に合致したものであると、このように解釈されてきたものです。それゆえ、一方を司法優越主義ということができ、一方を国会の優越主義ということが出来ます。しかし、わが朝鮮では、法律が憲法に違反するかしらないかという問題を提起する権限を裁判所に与えました。が、問題を提起するだけで、果たしてそれが憲法に違反するかしらないかの判断は裁判所に与えず、大法官五人と国会議員五人とで構成される憲法委員会でこれを決定するようにしたのです」³

以上の説明に鑑みると、一般に「ドイツ的」とみられる現在の韓国の憲法裁判所制度も

アメリカ的な制度を加味して作られたものとみることができるであろう。但し、従来の憲法委員会の規定が「法院」の章におかれていたのに比し、現憲法で「憲法裁判所」の章が独自におかれたことは重視する必要がある。

現在の憲法裁判所の権限についてはすでに日本でも多く紹介されているところであるので、以下に簡単に記し、ここでは組織機構に重点をおいて叙述することとする。

第2節 憲法裁判所の権限

憲法第111条によれば、憲法裁判所には以下の5つの権限がある（詳細は憲法裁判所法で規定）。

1. 違憲法律審判

法律が憲法に違反するか否かが裁判の前提となったときは、当該事件を担当する裁判所（軍事裁判所を含む）が、職権または当事者の申請による決定により憲法裁判所に違憲であるか否かの審判を提請（＝ここでは申請の意味に近い）する。法院の提請に基づく憲法裁判所の法律の違憲決定は、法院其他国家機関および地方自治団体を羈束し、違憲と決定された法律または法律の条項は、その決定がある日から効力を喪失する（ただし、刑罰に関する法律または法律の条項は、遡及してその効力を喪失する）。

2. 弾劾審判

大統領、国務総理、国務委員、行政各部の長、憲法裁判所裁判官、法官、中央選挙管理委員会委員、監査院長、監査委員、その他法律の定めた公務員が、その職務執行において憲法または法律に違背したときは、国会は、憲法および国会法の規定により弾劾の訴追を議決することができる。弾劾訴追の議決を受けた者は、憲法裁判所の審判がある時までその権限行使が停止される。弾劾審判においては、国会法制司法委員会の委員長が訴追委員となり、弾劾審判請求が理由があるときは、憲法裁判所は、被請求人に当該公職で罷免する決定を宣告する。なお、弾劾決定は、被請求人の民事上又は刑事上の責任を免除せず、また弾劾決定により罷免された者は、決定宣告があった日から5年を経過しなければ公務員となることができない。

3. 政党解散

政党の目的または活動が民主的基本秩序に違背するときは、政府は、国务会議の審議を経て憲法裁判所に政党解散審判を請求することができる。憲法裁判所が政党の解散を命ずる決定を宣告したときは、中央選挙管理委員会が政党法の規定によりこれを執行する。

4. 権限争議

国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間および地方自治団体相互間に権限の存否または範囲に関して争いがあるときは、当該国家機関または地方自治団体は、被請求人の処分または不作為が憲法または法律により賦与された請求人の権限を侵害し、または侵害する顕著な危険があるときに限って、憲法裁判所に権限争議審判を請求することができる。憲法裁判所は、審判の対象にされた国家機関または地方自治団体の権限の存否または範囲に関して判断する。憲法裁判所は権限侵害の原因となった被請求人の処分を取り消し、またはその無効を確認することができ、憲法裁判所が不作為に対する審判請求を認容する決定をしたときには、被請求人は決定の趣旨に従う処分をしなければならない。憲法裁判所の権限争議審判の決定は、あらゆる国家機関および地方自治団体を羈束する。なお権限争議の審判は、その理由があることを知った日から 60 日以内に、その理由があった日から 180 日以内に請求しなければならない。

5. 憲法訴願

憲法裁判所法第 68 条は憲法訴願として以下の 2 種類の場合を定めている (1 項訴願と 2 項訴願)。

(1) 1 項訴願

公権力の行使または不行使により憲法上保障された基本権を侵害された者は、法院の裁判を除いては、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求することができる。ただし、他の法律に救済手続がある場合には、その手続をすべて経た後でなければ請求することができない。この憲法訴願は、その事由があることを知った日から 90 日以内に、その事由があった日から 1 年以内に請求しなければならない。ただし、他の法律による救済手続を経た憲法訴願の審判は、その最終決定の通知を受けた日から 30 日以内に請求しなければならない。

(2) 2 項訴願

違憲法律審判の提請申請が棄却されたときは、その申請をした当事者は、憲法裁判所に

憲法訴願審判を請求することができる。この場合その当事者は、当該事件の訴訟手続により同じ事由を理由として再度違憲であるか否かの審判の提請を申請することができない。この憲法訴願審判は、違憲可否審判の提請申請が棄却する決定の通知を受けた日から 30 日以内に請求しなければならない。

なお憲法訴願については、裁判官 3 人で構成される指定裁判部で事前審査が行われる。憲法訴願の認容決定は、あらゆる国家機関および地方自治団体を羈束する。

憲法裁判所のもつ違憲審査についての権限は、基本的にドイツの憲法裁判所に類似するものと考えられている。ただし、ドイツと大きく異なるのは、いわゆる抽象的規範統制がないこと、またドイツの枠組に従っていえば、具体的規範統制と考えられるものについても前述のように、法律の違憲審判のみが憲法裁判所の対象とされ、「命令、規則または処分」の違憲審査は大法院が最終的な審査権限をもっていることとされていることである（憲法第 107 条第 2 項）。後者については、こうした権限配分の一方で、憲法訴願の対象となるのは「公権力の行使または不行使」全般とされているため、憲法裁判所と命令・規則・処分の違憲審査権を有する大法院の間でしばしば摩擦が生じている。なお、第 68 条第 2 項による憲法訴願は、違憲法律審判請求を法院が行わなかった場合についての個人の権利救済の道を開く制度として評価されている。

第 3 節 憲法裁判所の組織

憲法裁判所の組織機構は図 1 のとおりである。主な機関の内容は、以下のとおりである。

(a) 憲法裁判所長

国会の同意に基づき、裁判官の中から大統領が任命する。

(b) 裁判官会議

行政に関する最高議決機関として憲法裁判官全員で構成される。議長は、憲法裁判所長である。裁判官 7 名以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成により議決される。憲法裁判所規則の制定・改正、予算要求、決算に関連する事項、事務処長・事務次長・憲法研究官等の任免に関する事項等を議決する。

(c) 指定裁判部

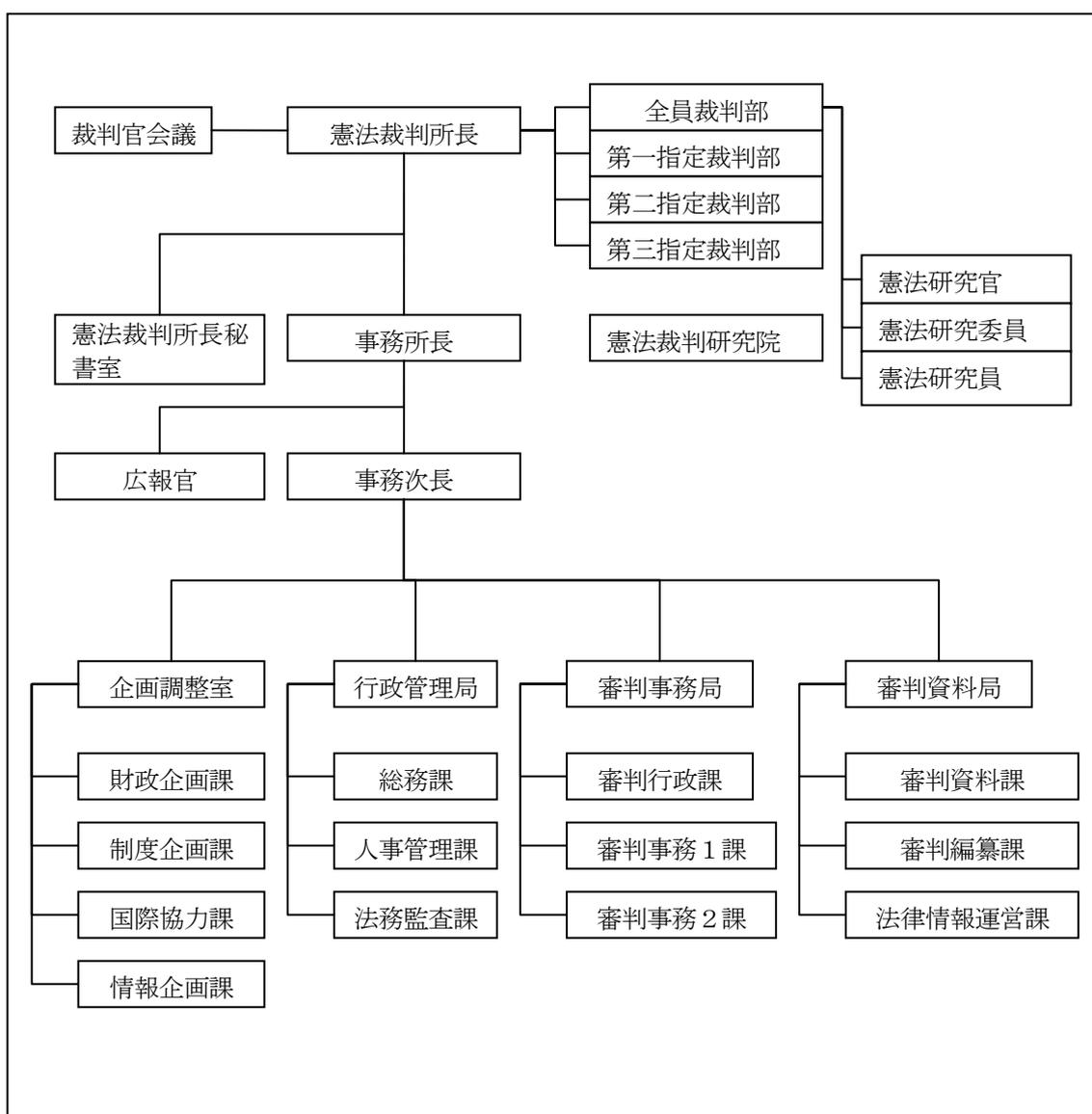
憲法裁判は裁判官全員を構成員とする全員裁判部において行われるが、憲法訴願の審判手続においては指定裁判部で事前審査を行う。指定裁判部は裁判官 3 名によって構成され、3 つの指定裁判部がある。憲法裁判所法第 72 条に基づき、「指定裁判部の構成および運営

に関する規則」が定められている。各裁判部の構成員は裁判会議を経て編成される。第一指定裁判部の裁判長は憲法裁判所長である。

(d) 事務処長

憲法裁判所長の指揮を受け、事務処の事務を管掌し、所属公務員を指揮・監督し、国会に出席して発言する権限をもつ。

図1 韓国憲法裁判所の組織



(出所) 韓国憲法裁判所ウェブサイトより筆者作成。

(e) 事務次長

事務次長を補佐し、事務次長が事故によってその職務を遂行し得ない場合に、その職務を代行する。

(f) 憲法研究官

憲法裁判所法に基づき、憲法裁判所の命を受け、事件の審理および審判に関する調査・研究に従事する。特定職国家公務員として任期は10年、何度でも再任することができる。資格を有する者は次の通りである（憲法裁判所法第19条）。

- ・ 法曹資格を有する者
- ・ 4級以上の国家公務員として5年以上法律に関する事務に従事した者
- ・ 法律学に関する博士号取得者で国会・政府・法院または憲法裁判所等の国家機関で5年以上法律に関する事務に従事した者
- ・ 法律学に関する博士号取得者で大学等一定の研究機関で5年以上法律に関する事務に従事した者

憲法裁判所長は、他の国家機関にその所属公務員を憲法研究官として派遣することを要請することができる。

なお、1991年12月の法改正により憲法研究官補制度が導入されている。現在の規定では、憲法研究官の新規採用にあたっては、原則として3年間憲法研究官補として任用したのち採用することとなっている（同第19条の2第1項）。

裁判長が裁判官会議の意見を聞いて任用することができるようになっている。

(g) 憲法研究委員

2007年12月の憲法裁判所法改正で導入された制度である。事件の審理および審判に関する専門的な調査・研究に従事する。2008年に、金善澤高麗大学教授、鄭在晃成均館大学教授、全光錫延世大学教授の3名の中堅の憲法学者が任命されている。

(h) 憲法研究員

公法分野の博士号所持者等を契約公務員として採用することができる。事件の審理・審判に関する調査を行う。

(i) 憲法裁判研究院

2011年1月1日に、「憲法と憲法裁判に関する研究と教育業務を担う」ために設立された新しい機関である。憲法裁判所法は「憲法ならびに憲法裁判研究および憲法研究官、事務次長公務員等の教育のため」の機関と規定している（憲法裁判所法第19条の4第1項）。

院長1名を含む40名以内で構成されるものとされ(同第2項)、初代院長には韓国憲法学界の重鎮で延世大学名誉教授の許營氏が就任している。研究業務については、制度研究チーム、基本権研究チーム、国際調査研究チームの3つの部署がおかれ、また訪問教授受け入れ制度、国外通信員の派遣制度を有している。教育業務については、教育チームがおかれて教育教材作成、公務員教育等に携わるほか、企画行政課が教育関連資料の調査・収集・発刊などを行う。

第4節 憲法裁判官の構成と問題点

1. 憲法裁判官の選出方法と裁判官資格

憲法裁判所の裁判官は憲法裁判所長を含めた9名で構成される。任命権者は大統領であるが、そのうち3名については国会が選出し、3名は大法院長が指名するものとされている(憲法第111条第2項、第3項)。つまり実質的な指名権は、大統領、国会、大法院長がそれぞれ3名ずつについてもっていることになる。このようなメンバーの選出方法は、第四共和国、第五共和国時代の憲法委員会と同じである。憲法裁判所法では、当初、各3名のうち、2人が常任裁判官、1人が非常任裁判官とされていた。非常任憲法裁判官は、通常、評議や宣告期日のみに関与し、正式の給与はなく日当・旅費その他の手当のみを支給される一種の名誉職と考えられるものであった。こうした制度は制憲憲法以来の制度に由来するものだと推測される⁴。憲法裁判所設立の3年後に、憲法裁判所法が改正され、全員を常任とする現在の体制になっている。なお、任期は6年で何度でも再任できるものとされている(憲法第112条第1項)。

裁判官の資格については、憲法裁判所法第5条で、以下のように、法曹資格があり、一定の経験を有することを要件としている。

第5条 裁判官は、15年以上次の各号の1に該当する職にあった40歳以上の者の中から任命する。ただし、次の各号中2以上の職にあった者の在職期間は、これを通算する。

1. 判事・検事・弁護士
2. 弁護士の資格がある者であって国家機関、国・公営企業体、政府投資機関その他の法人で法律に関する事務に従事した者
3. 弁護士の資格がある者であって公認された大学の法律学助教授以上の職にあった者

②次の各号の1に該当する者は、裁判官に任命することができない。

1. 他の法令により公務員として任用することができない者
2. 禁錮以上の刑の宣告を受けた者

法曹資格を要するものとすることについては、従来から批判がある。憲法を専門に研究してきた学者を入れることができるようにすべきだとの根強い意見があるほか、一般の訴訟とは異なり、憲法解釈には政治的機能が伴うこと、またその決定が憲法政策的な意味と波及効果を伴うことから法官資格者に限らないほうがよいとの見解、過去の憲法委員会で法学教授に資格を認めており、憲法委員会よりさらに権限が広がっている憲法裁判所についてはより多様な人材が含まれるほうがよいとの見解等がある。

2. 裁判官指名にかかわる論点と聴聞会制度の導入

憲法裁判所裁判官は、大法院長が3名について指名権をもっているが、学界はこれについて批判的であり、以下のような問題点が指摘されている。

第1に、特に憲法裁判所は違憲法律審査権をもっていることから、国民により直接選出された議員から成り、民主的正当性を有する国会が作った法律を審査する権限を有する裁判官をそうした権限すなわち法律の効力を否定する権限をもたない大法院長が選出することは論理的ではないという見方がある。

第2に、権力分立の三権の長に権限を与え、バランスをとる例は他国にもあるが、その場合でも、大法院ではなく大法院長1人に与えるのはおかしいとの指摘がある（なお、下憲法裁判所制度を定めた第二共和国憲法では「大法院長」ではなく「大法院」とされた）。

第3に、民主的正当性という点では、国会の関与が考えられるが、現在のところ、9名のうち3名のみが国会の関与に選ばれることになっていることについても問題視されている。憲法裁判所に弾劾審判権、権限争議審判権、政党解散審判権その他国民に重大な影響を及ぼす権限が与えられていることを考えると、国会の同意による民主的正当性の担保が望ましいという意見が強い（なお、大法官については、憲法第104条第2項により全員について国会の同意が必要とされている）。

ただし、任命に関して国会の関与は当初より強まっている。国会の同意に関連しては、第16代国会が憲法でその任命について国会の同意を必要とする者、または国会で選出するように規定されている公職者に対する人事聴聞制度を導入した（国会法第46条の3、第65条の2）。これにより任命同意案および国会選出案の審査にあたって人事聴聞特別委員会の設置と人事聴聞会の実施が規定され、2000年6月には人事聴聞会法が制定されている。同法の下で、2000年9月に就任した第三代尹永哲裁判所長と2人の裁判官に関しては最初の人事聴聞が実施された⁵。国会の人事聴聞対象はその後さらに拡大し、現在の国会

法第 65 条の 2 では、憲法裁判所のすべての裁判官がその対象となっている。

現在の憲法裁判所裁判官についての人事聴聞手続は以下のとおりである。

(1) 憲法裁判所長および国会選出裁判官の場合

裁判所長任命同意案または裁判官選出案が国会に提出されると、国会議長はこれをすぐに本会議に報告し、人事聴聞特別委員会に回付する。人事聴聞特別委員会は同意案または選出案が提出されると、委員長を含めた委員 13 名で構成される。

人事聴聞特別委員会は、証人等の出席要求、資料提出要求、書面質疑書についての答弁書提出要求、および質疑要旨書を候補者に送付する。候補者についての人事聴聞は 3 日以内の日程で公開で行われ、委員長による開会、候補者の宣誓および冒頭発言、一問一答式の質疑・答弁、候補者の最終陳述、参考人等の審問の順に行われる。

人事聴聞特別委員会は聴聞会終了後 3 日以内に審査結果報告書を採用して国会議長に提出し、国会本会議では人事聴聞特別委員長の審査結果報告および無記名秘密投票を経て議決してその結果を政府に通知する。

(2) 大統領任命裁判官および大法院長指名裁判官の場合

大統領任命裁判官または大法院長指名裁判官についての人事聴聞案が国会に提出されると、国会議長はこれをすぐに本会議に報告し、国会の法制司法委員会に回付する。

人事聴聞要請案が法制司法委員会に回付されると、法制司法委員会は候補者についての人事聴聞会実施の件を案件として上程する。法制司法委員会は、証人等の出席要求、資料提出要求、書面質疑書についての答弁書を提出することを要求し、法制司法委員長は質疑要旨書を候補者に送付する。

候補者についての人事聴聞は 3 日以内の日程で公開で行われ、委員長による開会、候補者の宣誓および冒頭発言、一問一答式の質疑・答弁、候補者の最終陳述、参考人等の審問の順に行われる。

法制司法委員会は聴聞会終了後 3 日以内に人事聴聞結果報告書を採用して国会議長に提出し、法制司法委員長は国会本会議で審査結果を報告する。国会議長は人事聴聞結果が本会議に報告されると、遅滞なく人事聴聞結果報告書が大統領または大法院長に送付する。

3. 裁判官および裁判所長の任期および再任制

憲法第 112 条第 1 項は、憲法裁判所裁判官の任期を 6 年と規定し、法律が定めるところにより何度でも再任できるものとしている。現行制度については任期が短すぎるという点が批判されているとともに、再任制についても再任を意識して裁判官が政治的影響を受けやすくなる可能性が指摘されている。裁判官の独立性の保障には任期を長くして再任を認

めないものとするのが望ましいというのが学界の多数意見である (최희수 [2011: 187 以下])。

一方、裁判所長については任期の定めがない。このため、裁判官から裁判長になった者の任期を当初の6年のうちの残余期間と考えるのか、新たな任期が始まると考えるのかについて、議論が分かれる。大法院長について憲法が任期6年で再任不可と明記している(第105条第1項)ことと比較しても、学説上は、憲法上、憲法裁判所長の任期についての定めがないのは残余期間を任期とするものとも見なければならぬとする考え方が有力である (최희수[2011: 186 以下])。しかしその場合、任期が終わり近い者を順次、裁判長にして褒賞的意味を持たせた運用がされる憂慮があるとことなども一方では指摘されている。

なお、裁判所長の任期問題に関連しては、盧武鉉大統領が当時、初めての女性裁判官であった全孝淑裁判官を憲法裁判所長に指名したものの、国会の反対を受け、これを撤回したという事例がある。この事例では、国会の聴聞会で憲法裁判所長を裁判官の中から任命するようにした憲法第111条第4項の解釈と関連して、大統領の指名手続および国会の聴聞会手続に瑕疵がある」という政治的論争が起こり⁶、当時の政治的状況からこの問題が長期化したため、同裁判官が自ら候補となることを辞退した(全孝淑裁判官は2003～2006年在任)。全孝淑裁判官の裁判長指名に関しては、元々、大法院長指名により裁判官となって3年が過ぎていたのに対し、憲法裁判所長に指名するにあたり、同裁判官がそもそも大法院長指名による裁判官であったことから手続的には一旦退職して大統領が指名手続をするという方法を取り、国会の認証を受けて6年の任期が新たに保障されるようにすることが図られた⁷。この手続について異議が唱えられたのである。この問題の内実は、手続的瑕疵自体よりも、大統領に近い政治的立場の者を裁判所長にしようとしているのではないかという疑惑にあったと思われる⁸。しかしいずれにせよ、この事例により、先にみた裁判長の任期に関する法的論点がクローズアップされることとなった。以後、憲法裁判所長の空席状態が続き、2006年9月20日の裁判官会議でチュ・ソンヒ裁判官が「憲法裁判所長の権限代行に関する規則」第3条第1項に従い、憲法裁判所長権限代行者に選出され、同裁判官は、現在の李康國裁判所長が就任するまで代行を務めている。

歴代の憲法裁判所長は、表1のように実際には裁判所長就任後6年間在籍している。裁判所長が代わるに従って、それぞれの時期の裁判所を第1期裁判部～第4期裁判部という名称で呼んでいる (헌법재판소[2008: 15 以下])。

4. 国会選出裁判官についての問題

「民主的正当性」という点では正当性を有すると考えられる国会選出裁判官についても、まさにその民主的手続過程で現実的問題が起こってきている。

国会が選出する裁判官3名については、内1名は野党推薦とする慣例がある⁹。これは政

治的バランスに配慮したものと考えられるが、この1名を巡って国会で議論が起これり、実は2012年2月現在、憲法裁判所は裁判所長を含む8名の裁判官によって運営されている(表2)。

2011年7月8日にチョ・テヒョン裁判官が退任したあと、現在まで裁判官1人の空席状態が7カ月以上続いている。野党である民主党が趙庸煥弁護士を後任に推薦した¹⁰が、候補者の任命同意案の臨時国会の日程調整ができない状態が続いた。2012年2月9日によく開かれた国会本会議では、賛成115名、反対129名で任命動議が否決され、これにより、さらにしばらく空席状態が続くこととなった。

報道によれば、趙候補は人権弁護士として知られる人物だが、人事聴聞会の際に2010年3月26日の北朝鮮による天安艦沈没事件について、政府の発表に疑問をもっているかのような発言をしたことが裁判官候補者の国家観、安保観として問題あるものと看做され、与党セヌリ党(旧ハンナラ党が改名)が反対したとされている。国会選出裁判官3名のうち、1名は野党が推薦した者とするという慣例は憲法裁判所設立以来、守られてきており、この慣例を与党が破ったことについて野党のみならず学界からも批判が起こっている¹¹。

憲法裁判所は重要な憲法機関であり、前述のように政治的影響力を有する強い権限をもつために、民主的正当性の保障が必要であると考えられてきた。しかしながら、この民主的正当性の保障は、現状では、国民投票等の方法ではなく国会による何らかの形での承認(聴聞会制度も含む)という形で行われている。このため、裁判官がともすれば、与野党間の政争に巻き込まれやすいという問題も生んでいる。また政治的バランスについては、国会選出のほか、大統領によって選ばれる3名も事実上与党選出という意味をもつという問題も指摘されている。少数与党政権であるか多数与党であるかという点にも左右されるが、政党による配分でバランスをとるとするならば、現状の配分比率自体の検討も必要であると思われる。

表1 歴代憲法裁判所長

	名前	就任期間	指名者	経歴
初代	曹圭光	1988.9~1994.9	盧泰愚大統領	ソウル民事地方法院部長判事、弁護士
第二代	金容俊	1994.9~2000.9	金泳三大統領	ソウル家庭法院長、大法官
第三代	尹永哲	2000.9~2006.9	金大中大統領	ソウル地方法院長、大法官
第四代	李康國	2007.1~現在	盧武鉉大統領	大田地方法院長、大法官

(出所) 헌법재판소 [2008]より筆者作成。

表2 現在の憲法裁判所裁判官

名前	出身校	経歴	憲法裁判所就任年
金鍾大	ソウル大学法学部卒	釜山高等法院主席部長判事等	2006年/大法院長指名
関亨基	ソウル大学法学部卒	ソウル高等法院主席部長判事等	2006年/大法院長指名
李東洽	ソウル大学法学部卒 ソウル大学法学修士	ソウル高等法院主席部長判事、ソウル家庭法院長、	2006年/ハンナラ党推薦、国会選出
睦榮俊	ソウル大学法学部卒 ソウル大学法学修士 延世大学法学博士	法院行政処処長 ハーグ国際常設仲裁裁判所仲裁裁判官	2006年/ウリ党およびハンナラ党推薦、国会選出
宋斗煥	ソウル大学法学部卒 ソウル大学法学修士	対北送金特別検事 ¹² 国家人権委員会政策諮問委員会諮問委員	2007年/大統領指名
朴漢徹	ソウル大学法学部卒 ソウル市立大学法学修士	蔚山地方検察庁検事長、ソウル東部地方検察庁検事長	2011年/大統領指名
李貞美 (女性)	高麗大学法学部卒	ソウル中央地方法院部長判事、大田地方法院部長判事	2011年/大法院長指名

(出所) 韓国憲法裁判所ウェブサイト資料および헌법재판소 [2008]より筆者作成。

[注]

- 1 制憲憲法起草にあたった中心的人物とみられる兪鎮午が「憲法草案を整理して1948年5月に法典編纂委員会に提出した」(兪鎮午[1980: 181])とする憲法草案(兪鎮午[1980: 181以下])においては、「第五章 司法」中の89条は以下のように記載されている。
第89条 法院は法律が定めるところによって、すべての種類の命令と処分が憲法と法律に違反するか否かを審査する権限を有する。
 ②法律が憲法に違反するか否かが判決の前提となるときには、法院は憲法委員会に提請し、その決定によって判決する。
 ③憲法委員会は大統領を議長とし、大法院長、国会両院議長、参議院の同意によって大統領が任命する三人の委員により構成される。
 ④憲法委員会の審査手続は法律によって定める。
- 2 アメリカ式違憲審査制を採っていた第三共和国においても、条文は以下のように法律

の違憲審査と命令・規則・処分の審査を分けて規定していた。

第102条 法律が憲法に違反するか否かが裁判の前提となるときには、大法院はこれを最終的に審査する権限を有する。

②命令・規則・処분이憲法または法律に違反するか否かが裁判の前提となるときには、大法院はこれを最終的に審査する権限を有する。

- 3 大韓民国国会[1999: 212 以下]。なお、こうした韓国の制度の特徴については、國分[2006]で検討した。
- 4 1948年の制憲憲法下では、憲法委員会委員は全員名誉職で他の職務と兼務していた。維新憲法(=第四共和国憲法)以降の憲法委員会においては、1988年まで常任委員は1人で、委員長を含め、あとは非常任委員であった。以上の点について、韓国憲法裁判所(2000: 87頁以下)を参照。
- 5 最初の聴聞会(2000年9月5日)は、候補者の宣誓、冒頭発言の聴取ののち、各人事聴聞委員による主質疑、補充質疑、再補充質疑、および候補者の最終意見陳述、参考人鄭宗燮(ソウル大憲法学教授)に対する審問の順で行われた(헌법재판소[2008:168])。
- 6 2006年9月7日付인터넷법률신문(インターネット法律新聞)、参照。
- 7 2006年8月16日の青瓦台チョン・テホ報道官による発表(2006年8月16日付인터넷법률신문(インターネット法律新聞))。
- 8 この点について、2006年8月14日付인터넷법률신문(インターネット法律新聞)等を参照。大韓弁護士協会が、同裁判官がこれまでの政治的に重大な事件で行った決定をみると政治的な偏向がみられるといった批判をしていることを報道している。
- 9 2011年9月29日付인터넷법률신문(インターネット法律新聞)、参照。
- 10 2011年6月2日付인터넷법률신문(インターネット法律新聞)、参照。
- 11 하태훈[ハ・テフン]「집권여당의 헌법정신 훼손」[執権与党の法精神毀損] 2011年1月16日付 인터넷법률신문(インターネット法律新聞)。
- 12 金大中大統領時代、北朝鮮の金正日総書記との南北首脳会談に際し、秘密裏に北側に送金が行われたという問題の調査のための特別職。

参考文献

[日本語]

韓国憲法裁判所編(翻訳者代表: 徐元宇) [2000] 『韓国憲法裁判所10年史』信山社。

國分典子[2006] 「韓国憲法裁判制度の変遷とアメリカ式違憲審査制」(大沢秀介・小山剛編 『東アジアにおけるアメリカ憲法—憲法裁判の影響を中心に—』(慶應義塾大学東アジア研究所叢書) 慶應義塾大学出版会、47-80ページ)。

在日コリアン弁護士協会編[2009]『韓国憲法裁判所 社会を変えた違憲判決・憲法不合法判決—重要判例 44—』日本加除出版。

[韓国語]

헌법재판소(憲法裁判所)[2008] 『헌법재판소 20년사』 [憲法裁判所 20年史]。

許營[2010] 『憲法訴訟論』第5版博英社。

鄭宗燮『憲法訴訟法』博英社。

최희수(チェ・ヒス)[2011] 헌법재판소 구성·임명 등과 관련한 개정방향 [憲法裁判所の構成・任命等と関連した改正方向] 『憲法学研究』17卷2号、6月、161—197頁

俞鎮午[1980] 『憲法起草回顧録』一潮閣。

大韓民国国会[1999] 『制憲国会速記録』第1卷、先人文化社。

[ウェブサイト]

韓国憲法裁判所

<http://www.ccourt.go.kr>

인터넷법률신문(インターネット法律新聞)

<http://www.lawtimes.co.kr>